鈴鹿市告示第２２５号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年１１月１１日

鈴鹿市長　末　松　則　子

路線名	起点 終点	主要な経過地	延長（m） 幅員（m）
住吉一丁目２７２号線	住吉一丁目 住吉一丁目	住吉一丁目	51.5 3.2～4.0
住吉一丁目２７３号線	住吉一丁目 住吉一丁目	住吉一丁目	18.0 3.2～4.0
住吉一丁目２７４号線	住吉一丁目 住吉一丁目	住吉一丁目	36.8 3.2～4.0
稲生塩屋一丁目２８８号線	稲生塩屋一丁目 稲生塩屋一丁目	稲生塩屋一丁目	15.6 3.1～4.0
伊船１４６号線	長澤町字柳壺 長澤町字柳壺	長澤町	12.0 2.9～4.0